

学校いじめ防止基本方針

鹿島朝日高等学校

2024年3月改定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼすまさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、全ての教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫くことが重要であり、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものとする。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかって来られたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかって来られたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコン、携帯電話、タブレット端末等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3. いじめ防止のための組織

いじめを未然防止・早期発見し、いじめを受けている生徒を最後まで守り抜くためには、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することが重要である。また、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域と連携したり、必要に応じて、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携したりすることで、実効的ないじめ問題の解決を図る。

(1) 名称

いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、教務部長、生徒指導部長、面接指導部長、養護教諭

※校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者（スクールカウンセラー等）を臨時に構成員とすることができる。

(3) 役割

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

②早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報に関する受け付け窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめが疑われる情報（生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時に緊急会議を開催する等、迅速な情報共有を図る。また、関係生徒に対するアンケート調査・聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導に関する方針決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」）に基づく各種取組

- ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、基本方針の見直しを行う。（PDCA サイクルの実行を含む）

4. 年間計画

基本方針に則り、下記の通り実施する。

- 4月 履修面談時（基本方針及び相談窓口の周知。個別相談）
- 9月 いじめ調査アンケート（生徒個人の状況確認）
- 3月 いじめ調査アンケート（生徒個人の状況確認）

5. 取組状況の把握と検証

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、少なくとも年2回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめを未然に防止するためには、学校生活・生徒寮での生活環境が、人権を尊重する精神が絶対的な価値を有する環境でなくてはならない。そのため、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を、各教科での活動・特別活動等のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士が信頼し合う人間関係を構築し、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、生徒及び教職員に対し、以下のような基本認識を持たせる。

- ・いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ・いじめは人権侵害であり、決して許されない。
- ・いじめは学校・家庭・地域社会等、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、以下のような点に配慮して指導を行う。

- ・安心して学ぶことができる環境を整えるため授業規律を大切に指導を行う。
- ・生徒一人ひとりが活躍できるよう、生徒会活動・部活動・同好会活動の活性化を図る。
- ・いじめの背景にあるストレスに適切に対処できる力を育むために、全ての生徒が安心して、自己効力感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりに努め、集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。
- ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員が互いに意見を言い合える環境づくりに努める。

(4) 自己効力感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や行事において生徒一人ひとりが役割を担い、責任をもって役割を果たすことができるように教員から適切な助言を行う。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいといった状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこう

とする熱い行動力が求められる。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 学校生活のあらゆる場面において、生徒が示す小さな変化やサインを見逃すことのないよう、日常から生徒の様子をよく見ておくことが大切であることを、全ての教職員で共有する。
- (2) 問題があればいつでも、誰にでも相談できる体制づくりに努める。教職員は、カウンセリングマインドをもって面談に臨むように積極的に研修に努める。
- (3) 実態把握の方法として、アンケートを学期に1回（9月、3月）実施する。
- (4) 生徒から相談があった場合は、関係教職員で情報共有に努める。
- (5) スクールカウンセラーの訪問日を周知し、相談の機会を設ける。
- (6) 保護者と連携して生徒を見守るため、年度当初に基本方針と相談窓口を周知し、随時相談を受けける体制をとる。
- (7) 生徒及び保護者や教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、相談窓口の周知徹底を図る。日常の観察を大切にし、学校内の人間関係の変化等の情報を教職員で共有する。
- (8) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、「学校法人みつ朝日学園 個人情報管理規則」に則り、適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に向けて大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒及び保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人では抱え込まず、速やかに管理職、生徒指導長、スクールカウンセラー等に報告し、いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 被害者の保護者・加害者の保護者への連絡については、家庭訪問等、直接会うことで丁寧に行う。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し対応方針を検討する。特に、生徒の生命・身体・財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒またはその保護者への支援

いじめに関係した生徒に対して適切な指導を行うことにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4. いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (4) その指導に際し、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。そのため、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容に繋げる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- (2) 「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (3) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図

る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら安心して学校生活を送れるよう努める。

- (4) 認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題と繋げるにより教訓化する。また、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワーメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。
- (5) 文化祭・校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上に不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケアといった必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応（削除要請等）については、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、スクールカウンセラー・所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7. いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3か月を目安とする）
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察を行う。